

低炭素建築物新築等計画認定・ 建築物エネルギー消費性能向上計画認定 申請手数料改正のお知らせ

建築物エネルギー消費性能基準（省エネ基準）の評価方法が追加されたことを受け、**令和7年4月1日**より、低炭素建築物新築等計画認定・建築物エネルギー消費性能向上計画認定の申請手数料を改正します。

1. 改正の概要

- ① **低炭素建築物新築等計画認定の申請手数料を全面的に見直し、建築物エネルギー消費性能向上計画認定の手数料と同額とします。**

認定申請の前に登録住宅性能評価機関等で技術的審査（事前審査）を受け、認定基準適合証明書類を添付する場合の一戸建ての住宅の認定手数料は、どちらの認定申請も**4,400円**となります。

<例 一戸建ての住宅(認定基準適合証明書類あり)の認定申請手数料>

令和7年3月31日までの手数料		令和7年4月1日からの手数料	
認定の種類	手数料の額	認定の種類	手数料の額
低炭素建築物新築等計画	5,000円	低炭素建築物新築等計画	4,400円
建築物エネルギー消費性能向上計画	4,400円	建築物エネルギー消費性能向上計画	

※変更申請の場合は上記の額の半額です。

- ② 登録住宅性能評価機関等で事前審査を受けない場合の手数料において、住宅部分のエネルギー消費性能を「仕様・計算併用法」で評価した場合の手数料を新設します。

<例 一戸建ての住宅の認定申請手数料>

床面積	手数料の額			
	認定基準適合証明書類「あり」	認定基準適合証明書類「なし」		
		標準計算法	仕様・計算併用法	仕様基準
200㎡以下	4,400円	32,300円	24,000円	16,400円
200㎡超	4,400円	36,100円	26,600円	17,700円

2. 手数料額の一覧

裏面をご確認ください。

3. 新たな手数料の適用日

令和7年4月1日（火）以降に申請するもの

4. お問い合わせ

土木事務所	対象地域	電話番号
大河原土木事務所 建築班	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町	0224-53-3918
仙台土木事務所 建築部 建築第一班	名取市、岩沼市、多賀城市、富谷市、亘理町、山元町、大和町、大郷町、大衡村、松島町、七ヶ浜町、利府町	022-297-4347
北部土木事務所 建築班	栗原市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町	0229-91-0737
東部土木事務所 建築班	登米市、東松島市、女川町	0225-94-8691
気仙沼土木事務所 建築班	気仙沼市、南三陸町	0226-24-2538

※特定行政庁である4市(仙台市・石巻市・塩竈市・大崎市)に申請する際の手数料は、各市にご確認ください。

低炭素建築物新築等計画・建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料【新規申請】

※赤字部分が改正又は新設する手数料です。

※低炭素建築物新築等計画認定の手数料は赤字以外を全面改正し、手数料の額は下記のとおりとなります。

※変更申請の場合は下記の額の半額（5桁以下の金額は100円未満切り捨て、6桁の金額は1,000円未満切り捨て）です。詳細はホームページをご確認ください。

建築物の区分	申請区分	面積区分	手数料の額（円）			
			認定基準適合 証明書類「あり」	認定基準適合証明書類「なし」		
				標準計算法	仕様・計算併用法	仕様基準
一戸建て	①一戸建て全体	A ≤ 200 (m ²)	4,400	32,300	24,000	16,400
		A > 200 (m ²)	4,400	36,100	26,600	17,700

建築物の区分	申請区分	面積区分	手数料の額（円）			
			認定基準適合 証明書類「あり」	認定基準適合証明書類「なし」		
				標準計算法	仕様・計算併用法	仕様基準
併用住宅	②住宅部分	A ≦ 200 (㎡)	4,400	32,300	24,000	16,400
		A > 200 (㎡)	4,400	36,100	26,600	17,700
	③非住宅部分		認定基準適合 証明書類「あり」	標準入力法		モデル建物法・ 小規模モデル建物法
		A ≦ 300 (㎡)	8,800	215,000		82,300
		300 < A ≦ 1,000 (㎡)	15,500	269,000		104,800
		1,000 < A ≦ 2,000 (㎡)	25,300	348,000		138,000
		2,000 < A ≦ 5,000 (㎡)	76,000	497,000		223,000
		5,000 < A ≦ 10,000 (㎡)	120,000	612,000		291,000
		10,000 < A ≦ 25,000 (㎡)	152,000	723,000		350,000
		25,000 < A (㎡)	190,000	825,000		411,000
	④併用住宅全体		「住宅部分（②）」と「非住宅部分（③）」の手数料額の合計			

※建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号ただし書に定める場合は標準入力法と同額

建築物の区分	申請区分	面積区分	手数料の額（円）			
			認定基準適合 証明書類「あり」	認定基準適合証明書類「なし」		
				標準計算法	仕様・計算併用法	仕様基準
共同住宅等	⑤共同住宅全体	A ≤ 300 (m ²) ※	8,800	65,200	48,100	31,000
		300 < A ≤ 2,000 (m ²) ※	19,000	108,000	81,000	53,800
		2,000 < A ≤ 5,000 (m ²) ※	42,400	185,000	141,000	97,500
		5,000 < A (m ²) ※	76,000	266,000	206,000	147,000

※共用部分の一次エネルギー消費量を算出しない場合、共用部分の面積を算入しない（建築物エネルギー消費性能向上計画認定のみ）

建築物の区分	申請区分	面積区分	手数料の額（円）			
			認定基準適合 証明書類「あり」	認定基準適合証明書類「なし」		
				標準計算法	仕様・計算併用法	仕様基準
複合建築物	⑥住宅部分	A ≦ 300 (㎡) ※	8,800	65,200	48,100	31,000
		300 < A ≦ 2,000 (㎡) ※	19,000	108,000	81,000	53,800
		2,000 < A ≦ 5,000 (㎡) ※	42,400	185,000	141,000	97,500
		5,000 < A (㎡) ※	76,000	266,000	206,000	147,000
			認定基準適合 証明書類「あり」	標準入力法		モデル建物法・ 小規模モデル建物法
	⑦非住宅部分	A ≦ 300 (㎡)	8,800	215,000		82,300
		300 < A ≦ 1,000 (㎡)	15,500	269,000		104,800
		1,000 < A ≦ 2,000 (㎡)	25,300	348,000		138,000
		2,000 < A ≦ 5,000 (㎡)	76,000	497,000		223,000
		5,000 < A ≦ 10,000 (㎡)	120,000	612,000		291,000
		10,000 < A ≦ 25,000 (㎡)	152,000	723,000		350,000
		25,000 < A (㎡)	190,000	825,000		411,000
	⑧複合建築物全体		「住宅部分（⑥）」と「非住宅部分（⑦）」の手数料額の合計			

※共用部分の一次エネルギー消費量を算出しない場合、共用部分の面積を算入しない（建築物エネルギー消費性能向上計画認定のみ）

※建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号ただし書に定める場合は標準入力法と同額

建築物の区分	申請区分	面積区分	手数料の額（円）			
			認定基準適合 証明書類「あり」	認定基準適合証明書類「なし」		
				標準入力法		モデル建物法・ 小規模モデル建物法
非住宅建築物	⑨非住宅建築物全体	A ≤ 300 (m ²)	8,800	215,000		82,300
		300 < A ≤ 1,000 (m ²)	15,500	269,000		104,800
		1,000 < A ≤ 2,000 (m ²)	25,300	348,000		138,000
		2,000 < A ≤ 5,000 (m ²)	76,000	497,000		223,000
		5,000 < A ≤ 10,000 (m ²)	120,000	612,000		291,000
		10,000 < A ≤ 25,000 (m ²)	152,000	723,000		350,000
		25,000 < A (m ²)	190,000	825,000		411,000

※建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号ただし書に定める場合は標準入力法と同額